

佐渡市立金井小学校いじめ防止対策基本計画（概要）

いじめ防止基本計画策定の目的

いじめの防止等の対策は、第一に、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日ごろから「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでもだれでも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。「佐渡市立金井小学校いじめ防止基本計画」は、いじめ防止対策推進法等に基づき、関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

この基本計画において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条）

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応することが重要である。

いじめを生まない・許さない学校づくり。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

児童をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

いじめ等未然防止

児童が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

○あいさつ運動

生活委員会が中心となり、4月・9月・1月に実施する。

○いじめ見逃しゼロスクール集会

○人権同和の授業公開（全学級）

○職員研修（4月・7月）

早期発見・早期対応

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童や保護者、地域住民が日ごろから「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないよう児童の情報交換を行い、情報を共有する。

○いじめ発生時の対応を職員で確認・周知（4月）

○学級または学年懇談会においていじめ発生時の対応を周知する（4月）

○教育相談（随時）

○心の健康チェック（毎月）

○PTA 総会、保護者会でいじめについて共通理解（3月）

重大事態への対応

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○いじめられた児童の安全確保

○関係機関・専門家等との相談・連携

○犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携

○市教委及び市長部局が実施する調査への協力

金井小学校いじめ等防止対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

【校内】校長・教頭・教務主任・生活指導主任・生活指導副主任・養護教諭・特別支援コーディネーター、学年部主任、

【校外】学校 SC、教育委員会指導主事、学校運営委員（PTA 会長・副会長、主任児童委員）、学校医、警察

○ いじめの相談・通報の窓口となり、必要に応じて即時開催する。

○ いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有（児童観察記録簿・いじめ聞き取りメモ）

○ いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定

○ 保護者との連携

○ 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施